

## ○奈良県警察セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱の制定について

(平成11年4月13日例規第19号)

[沿革] 平成13年4月例規第17号、19年7月第33号、26年2月第5号、29年3月第6号改正

奈良県警察におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、別記のとおり「奈良県警察セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱」を定め、平成11年4月13日から実施することとしたので、所属職員に対し周知徹底を図られたい。

### 別記

#### 奈良県警察セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱

#### 第1 目的

この要綱は、奈良県警察職員（以下「職員」という。）がその能率を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- 2 セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除 セクシュアル・ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、セクシュアル・ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消することをいう。
- 3 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること、及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

#### 第3 不利益取扱いの禁止

職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し正当な対応をしたことにより、いかなる不利益も受けない。

#### 第4 職員の認識すべき事項

- 1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項
  - (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントであるか否かについては、相手の判断が重要であること。

- (2) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
- (3) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を繰り返さないようにすること。
- (4) 勤務時間外における職員間のセクシュアル・ハラスメントについても注意する必要があること。
- (5) 職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係におけるセクシュアル・ハラスメントについても注意する必要があること。

## 2 職場の構成員として良好な勤務環境を確保するために職員が認識すべき事項

- (1) セクシュアル・ハラスメントについて問題提起をする職員をいわゆるトラブルメーカーと見たり、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。
- (2) 職場においてセクシュアル・ハラスメントに起因する問題を生じさせないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。

## 3 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合にこれによる被害を深刻にしないために職員が認識しておくことが望まれる事項

- (1) 基本的な心構え
  - ア 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。
  - イ セクシュアル・ハラスメントに対する行動をためらわないこと。
- (2) セクシュアル・ハラスメントによる被害を受けたと思うときに望まれる対応
  - ア 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
  - イ 信頼できる人に相談すること。

## 第5 監督者の責務

### 1 職員を監督する地位にある者（警部補以上の階級にある警察官及び同相当の職にある一般職員をいう。以下「監督者」という。）は、次の事項に留意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、又は生ずるおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じていないか、監督する職員の

言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

(4) セクシュアル・ハラスメントに対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し職員が正当な対応をしたことにより、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。

(5) 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、真摯かつ迅速に対応するとともに、必要により第6に定めるセクシュアル・ハラスメント防止対策責任者等と連携して対処すること。

2 監督者は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

## 第6 セクシュアル・ハラスメント防止体制

1 職員からの苦情相談等に対応するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策総括責任者及びセクシュアル・ハラスメント防止対策責任者を置き、セクシュアル・ハラスメント防止対策総括責任者には警務部長を、セクシュアル・ハラスメント防止対策責任者には次の表の左欄に掲げる担当区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者

をもって充てるものとする。

担当区分	セクシュアル・ハラスメント防止対策責任者
警察本部庁舎内の所属及び交通部高速道路交通警察隊	警務部警務課長
警察本部第二庁舎内の所属	第二庁舎統括官
交通部運転免許課	交通部運転免許課長
警察学校及び刑事部科学捜査研究所	警察学校長
警察署	警察署長

2 セクシュアル・ハラスメント防止対策責任者は、前記1の表の担当区分（以下「担当区分」という。）の所属の職員の中から必要により関係所属長と協議の上、苦情相談を受ける職員（以下「セクシュアル・ハラスメント相談員」という。）を指定するものとする。

3 セクシュアル・ハラスメント相談員は、担当区分ごとに2名以上を指定するものとする。この場合において、セクシュアル・ハラスメント防止対策責任者は、セクシュアル・ハラスメント相談員が可能な限り男性及び女性が同数となるように留意すること。

4 セクシュアル・ハラスメント防止対策責任者は、セクシュアル・ハラスメント相談員

を指定（人事異動等による指定換えを含む。）したときは、その者の所属、職名及び氏名をセクシュアル・ハラスメント防止対策総括責任者に報告するとともに、それぞれの担当区分内の所属の職員に周知しなければならない。

## 第7 苦情相談

- 1 職員は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、監督者に対する苦情相談のほか、セクシュアル・ハラスメント相談員に対して、口頭、文書その他適当な方法により、適時、苦情相談を行うことができる。
- 2 職員は、セクシュアル・ハラスメントに関し、適切な助言、あっせん等を必要とするときは、「奈良県警察職員生活相談実施要綱の制定について」（平成26年1月例規第1号）に基づいて設置される生活相談員に対しても相談を行うことができる。この場合において、生活相談員は、奈良県警察職員生活相談実施要綱に定めるところに従い、相談への対応を行うものとする。

## 第8 苦情相談への対応

- 1 監督者は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当事者に対する指導、助言等を行うほか、必要に応じて所属長の承認を得てセクシュアル・ハラスメント防止対策責任者及びセクシュアル・ハラスメント相談員と連携して問題の解決に当たるものとする。
- 2 セクシュアル・ハラスメント相談員は、2名以上で苦情相談に対応するものとし、苦情相談を申し出た者と同性の者を含めるものとする。
- 3 セクシュアル・ハラスメント相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当事者に対する指導及び助言等を自ら行い、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるとともに、相談の内容についてセクシュアル・ハラスメント防止対策責任者に報告するものとする。
- 4 前記3の報告を受けたセクシュアル・ハラスメント防止対策責任者は、担当区分内で処理することが適当でないとき、セクシュアル・ハラスメント防止対策総括責任者に当該苦情相談の内容及び事実関係の確認結果を報告するものとする。
- 5 監督者及びセクシュアル・ハラスメント相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人格を尊重するとともに、苦情相談に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 第9 再発防止

セクシュアル・ハラスメント防止対策総括責任者及びセクシュアル・ハラスメント防止対策責任者は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けて、職員の意識啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。